

全農改善計画の進捗状況の評価

経済事業改革チーム

平成21年4月21日

農林水産省

I 経緯

- 1 全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）は平成16年3月に全農の子会社である（株）パールライス秋田に共同計算米の横流しを行い、助成金を不正に受給するなどしたことから、農林水産省は、平成17年10月13日付けで全農に対して業務改善命令（17経営第3818号）を発出し、不祥事の再発防止に向けて採るべき措置を講じるよう命令した。具体的には、全農に対して、①経営理念の周知徹底、②組合員のために最大奉仕をする観点からの事業の検証・見直し、③法令遵守態勢の確立を含む内部管理態勢の強化、④子会社の管理態勢の強化、事業の検証・見直し及び再編合理化に関する改善計画を策定し、実行することを命令した。
- 2 この業務改善命令を受けて、全農が同年12月8日付けで農林水産省に提出した改善計画の進捗状況については、同命令に基づき四半期毎に全農から報告を受けるとともに、その都度、農林水産副大臣を座長とする「経済事業改革チーム」（以下「チーム」という。）において検証を行ってきたところである。
- 3 改善計画については、その策定から3年が経過するとともに、改善計画において全農が採るべきとした措置には20年度末を目標とした数値目標を掲げている項目も多いことから、20年度末時点における改善計画の進捗状況について評価を行った。

II 評価

- 1 全農の改善計画において、①「経営理念の周知徹底」、③「子会社の管理態勢の強化及び再編」、④「法令遵守態勢の確立」に関して全農が採るべきとした措置は20年度末までに全ての項目が措置された。（項目別の進捗状況については別紙「業務改善計画の進捗状況について」（全農報告）を参照）
このうち、③「子会社の管理態勢の強化及び再編」においては、計画策定時に203社あった子会社を20年度末までに98～117社まで再編することを数値目標としていたが、改善計画に掲げた事業機能強化のために改善計画策定後に新設した子会社を含めても117社まで再編されることとなった。
- 2 また、②「事業の検証・見直し」に関しても、全農が採るべきとした措置について全項目で取組が進んでいるものの、
ア 数値目標を掲げている項目のうち、担い手への対応強化や園芸販売事業機能の強化など一部の項目について、数値目標を達成していない項目がある

イ 事業の見直しを実効あるものとするために取り組んでいる子会社を含めた全農グループの要員削減については、22年度までに5千人の要員を削減する目標に対して20年度末時点では目標達成まで残り約400名と前倒しで取組を進めているが、最終目標には達していないという状況にある。

3 上記のとおり、業務改善命令を受けて、全農が採るべきとされた措置については概ね措置されている一方で、農協系統の事業に対しては、

ア 依然として農業者から販売力の強化や生産資材価格の引下げなど事業の改善に関する要望が多くみられるとともに、

イ 近年の農業・農村をめぐる情勢が大きく変化しており、新たな対応が求められている。

4 このため、②「事業の検証・見直し」に関しては、今後、全農だけでなく単協も含めた農協系統として、現下の情勢変化に応じた新たな事業のあり方について、第三者の意見も踏まえながら検討を行うことが必要である。

Ⅲ その他

業務改善命令では、全農に対して四半期毎に改善計画の進捗状況報告を求めていたが、Ⅱのとおり、業務改善命令を受けて、全農が採るべきとされた措置については概ね措置され、今後とも監視すべき項目が要員削減のみになったことから、改善命令に基づく報告は年1回に変更する。